

令和2年度芦東山記念館館長講座  
「一関市域の江戸時代犯科帳」

第3回

仙台藩と一関藩の流罪（＝島流し）のはなし

令和2年11月14日（土）13時30分～15時  
於 大東コミュニティセンター多目的ホール

はじめに

1) はなしの趣旨

一関藩田村家は、1大名であるとともに、仙台藩伊達家の1家臣でもあるという、二面性をもっている。このことは、この地方の近世史を研究している歴史家によってすでに指摘されていることであるが、ここでは、一関藩が仙台藩の流罪地を利用していたことを考察したい。

流罪は、古代国家以来きわめてしばしば利用された刑罰で、とくに公家・武士・僧侶などが主な対象とされた。

1271年 日蓮→佐渡  
1332年 後醍醐天皇→隱岐  
1606年 宇喜多秀家→八丈島 など

なお、近代以前中国の刑罰の一種である「流」は、罪囚とその家族を、犯罪の凶悪度に応じて、住んでいた場所から2千里、2千5百里、3千里などと離れた僻遠の地に移住させて、そこで労働させる刑だったようで、必ずしも島々に流すものではなかった。

島ではない遠隔地に流謫する例は、わが国近世でもとくに武士に対して行われており、例えば田村家の前の一関藩主だった伊達宗勝が寛文事件（＝伊達騒動）の責任を問われ、寛文11年（1671）に高知藩主山内豊昌に預けられている。芦東山が元文3年（1738）6月11日の判決で、加美郡宮崎（現宮城県加美郡加美町）を治めていた石母田家に預けられたのも、仙台藩では「他人預け」と呼んでいるが、流謫の一種とみていいのではないか。

しかし、ここで話題にするのは島流しのことであるから、流罪という語を島流しの意味で使用することになる。江戸幕府は流罪といわずに「遠島」と呼ぶので、あるいはこの言葉の方が適切なのかもしれない（仙台藩の一部資料では「遠島」の語も使用される）。

2) 江戸幕府の遠島〔資料1〕

本題に入る前に、江戸幕府の遠島について、その概略を紹介する。

- ・遠島地は、東国からの遠島は伊豆七島（大島・利島・新島・神津島・三宅島・御蔵島・八丈島）。ただし、寛政8年（1796）からは三宅島、御蔵島、八丈島のみ。西国からの流罪は、薩摩・五島・隠岐・壱岐・天草など。ただし、判決を申し渡すときは、ただ遠島と申し渡すだけで、どの島に流すかは出発時に奉行所で決めたようである。
- ・東国の遠島は、原則として春秋の2回、江戸から伊豆七島に向けての船が出る。出船前に身寄りからの差し入れが許された（米は20俵、錢は20貫文、金は20両）。身寄

りからの差し入れがない者には、奉行所から庶民には金 2 分 (= 2 分の 1 両)、武士には 1 両の手当錢が官給された。出船前夜に 400 文で酒食が許され、送られる島も申し渡された。

- ・島での生活は、クジで所属する五人組が決められ、その一員として生活するが、原則として自活。手に職を持っていたり、仕送りが豊富にある者はそれで生活し、中には水汲み女と称して妻帯する者もいたらしいが、総じて生活は厳しい。それゆえ、視力障碍者は遠島に処さなかった。
- ・つまり、遠島が死刑に次ぐ重い刑罰に位置付けられたのは、この厳しい生活のなかで流人が野垂れ死にすることも厭わないからだといわれる。実際には、島民に対して流人をいたわるよう要請されたけれども。

## I 仙台藩の流罪

### 1) 初期の流罪

仙台藩の流罪がいつから始めたかについては分からぬ。

- ・正保 3 年(1646)に江刺郡黒石正法寺(現奥州市)の僧快応が江島(現女川町)に流されたことや、承応元年(1652)に仙台松音寺(現仙台市)住持閑積が田代浜へ流罪になったことが知られるので、遅くとも 17 世紀半ばには僧侶に流罪が採用されていたろう。
- ・寛文 8 年(1668)4 月 28 日には、逆臣と認定された伊東七十郎が斬罪に処された際、その兄の嫡子が江島に、子 2 人が長渡島と田代島(現石巻市)に、関係した家臣が網地島(現石巻市)にそれぞれ流罪となっているので、この頃には武士も流罪の対象になっていた。
- ・庶民については、貞享 2 年(1685)正月 26 日に、不正の仕方で奉公人の下請人になった与四右衛門と伝兵衛に対して、「遠島の者に奴くださる旨」の判決が申し渡されているので、あるいはこの頃に、後に島奴と称される形での流罪が行われ始めたのかもしれない。
- ・元禄 16 年(1703)制定の『評定所格式帳』には、例えば「凡下流罪・追放等は、御町奉行・評定所御役人申し渡し候」(5 号)、「追い剥ぎ致し候者、磔、去年 御城下にて追い剥ぎ致し候者、妻子・兄弟まで流罪」(16 号)などと、随所に「流罪」の語が出てくるので、この時点では藩の正式な刑罰の一種として「流罪」が位置付けられていたことは疑いない。

### 2) 遠流—島奴—近流という刑罰体系の成立

以上のように、近世前期の仙台藩は、島流しを流罪(ないし遠島)と呼んでおり、いまだ遠流・近流という語は使用されなかった。ところが、近世後期には、流罪という語の代わりに遠流・近流という語が使用されるようになった。この変化はどうして生じたのであろうか。そこには、幕府の刑罰体系にできるだ倣おうとする仙台藩の姿勢があった。すなわち、

幕府 死刑—遠島—追放刑…(『公事方御定書』下巻)

仙台藩 死刑—永牢—島奴—流罪—追放刑…(近世前期)

↓ 幕府には永牢という刑罰なしとの理由で延享2年(1745)廢止  
死刑一島奴一流罪一追放刑…

しかし、これでは死刑の次に遠島をおく幕府の刑罰体系に合わない。そこで流罪を2つに分けて、それまで流罪と呼んでいた刑罰を「遠流」と「近流」の2種類とし、その間に「島奴」という刑罰を位置付けた。そして、遠流地としては江島を、近流地としては田代島と網地島の網地浜と長渡浜を指定し、島奴は近流地に流して労役させる刑罰とした。つまり、遠流(江島)一島奴一近流(田代・網地・長渡)という流罪体系が成立し、これが幕末まで維持された〔資料2〕。

ちなみに、永牢と一緒に島奴を廃止すれば死刑一流罪一追放刑となって、幕府の刑罰体系と同じになる。そうすれば流罪を2種類に分ける必要もない。なぜ島奴を廃止しなかったのだろうか。資料にはこうした議論は一切表れないので推測するしかないのだが、島奴はすでに島内における労働力として欠くことのできないものになっていたのではないか。

なお、島奴は流罪の一種であるとともに奴刑の一種でもあるが、むしろ奴刑の説明をするなかで扱った方が理解しやすいと思われるので、以下に述べることは、島奴を除いた、遠流・近流に処された流人に限定したい。

### 3) 仙台藩流罪の特徴(参考文献: 紫桃正隆『仙台藩流刑史』(宝文堂、1980年))

こうして成立した仙台藩の流罪は、どのような特徴を持っていたのだろうか。参考文献に依りながら、江戸幕府の遠島と比較しつつ説明する。

#### ① 流罪地への護送

・江戸幕府では、判決ではただ遠島と申し渡すだけで、どの島に送るかは船が出る前夜に知らされたらしいことは、すでにはなした。これに対し、仙台藩では、近世前期ではただ「流罪」とか「遠島」と判決で申し渡されただけのようだが、近世後期には「江島へ流罪」「田代浜へ流罪」などと送られる島が判決で示され、判決後直ちにその流人を流罪地に護送した。

#### イ) 天保10年(1839)まで

・護送方法は、天保10年(1839)までは仙台城下から陸路で牡鹿半島まで行き、そこから海路で流罪地に連れて行った。上級武士や僧侶神官の流人には徒自付1人と足輕2人が付き添い、駕籠を使用した。下級武士は足輕が付き添い、凡下の男は宿送りで腰繩付きの徒步、女の流人は足輕2人が付き添い、馬を利用した。

・護送ルートの1事例—寛延3年(1750)2月、武士流人の田代島への護送

2日午前10時	城下評定所出発→原町(現仙台市)
12時過ぎ	利府(現利府町)着・昼食
16時過ぎ	高城(現松島町)着・宿泊
3日	高城発→小野(現東松島市)着・昼食→小竹浜(現石巻市)着・宿泊
4日午前10時	雨のため少し遅めに小竹浜出船→狐崎(現石巻市)で船を継立て
12時過ぎ	田代浜着、代官・大肝入・肝入に引き渡し

この場合、2泊3日で食事6回。徒目付と足軽の宿泊費・食費は公費の支出だが、流人のそれは宿場負担だったらしい。さらに、宿場での泊まりには不寝番6人が付き、駕籠かきとして4人が宿場ごとに動員された。 → 宿場の金銭的・人的負担大

- ・護送負担の1事例—文政6年(1823)10月、田代浜への侍流人菅野玄務の場合(東北大

大学附属図書館蔵『旧仙台藩古記』—『駅法留』15番)

足軽新四郎・与平が付き添い、小野に正午頃着。流人と足軽が一緒になって酒と肴を出すよう要求。肴がまずいから吸い物を出せといって4時間ほど酒盛り。高城では島木綿1反を貰ったので、小野では裏物1反を出せ、なければ金を出せと要求。

- ・もう1例—天保元年(1830)12月、田代浜へ島奴の女性「やす」(18歳)の場合(『同上』19番)  
牡鹿郡湊町(現石巻市)に着いたところで産氣付き、男子出産。30日ほど養生してから田代浜へ。  
・その他、金品の要求、仮病を使っての宿場逗留、難題申し掛けなど。

#### ロ) 天保10年以降(『同上』36番)

- ・陸路護送→海路護送への変更。  
原町→宮城郡蒲生(現仙台市)→船で流罪地へ
- ・船と船頭の調達・費用は、これまで宿場が負担していた費用をそれに振り向ける。
- ・原町→蒲生間の馬は近村の馬を利用、駕籠かきも近村の人足が利用されたか。
- ・これまで宿送りされていた流人については、乞食小屋主を利用して小屋送り。

#### ② 流人小屋の設置

江戸の流人は、島によっては小屋の設置があったとの指摘もあるが、原則として自活が要求された。これに対して仙台藩は、少なくとも近世後期には、流人が最低限の生活を送れるだけの施策を講じたらしい。その1つが流人小屋の設置である。

- ・男の流人を収容。土長屋と凡下長屋が設置され、前者は板敷き、後者は土間。もっとも、財力のある者は民家を求めて居住することが許された。女の流人は民家居住。

#### ③ 流人扶持の給与

- もう1つは、一定の金品が支給されたことである。
- ・島に到着すると若干の道具代支給
- ・春秋2回衣服代支給
- ・生活費として、武士は2人扶持、凡下は1人扶持支給
- ・木銭として1日6文支給
- ・さらに働きたい者は、民家の作業を手伝って賃金を得ることも可能

#### 4) 敘による解放

流罪は無期刑ながら、実際には一生島にいなければならないものでなく、幕府や仙台藩等の吉凶行事に伴って行われる赦で解放された。

- ・幕府の場合は、29ヶ年以上の者は赦に浴すことができた。
- ・仙台藩の場合は、遠流については近世前期には赦が適用されなかつたが、後期には士は14年、凡下は10年で赦が可能となり、近流は士7年、凡下5年で赦に浴することができた。

しかし、この赦による解放を待てず、島抜けが多く生じたことも事実である。残念ながら、一関市域の仙台藩領民で流罪に処された者の島抜け事例に接することはできなかったが、この点は、一関藩領民の島抜け事例について確認したい。

### 5) 一関市域の仙台藩領民の流罪例

仙台藩『治家記録』の庶民の刑罰関係記事は原則として死刑のみで、それより軽い刑罰事例は記載しないため、一関市域の流罪事例はほとんどみられない。しかし、高倉淳編『仙台藩刑罰記』にわずか2例のみであるが、それがみられるので紹介する。

- ・宝暦4年(1754)閏2月22日、東山薄衣町百姓六内子の辻平と同町百姓権三郎妻の「ゆき」は、密通のうえ申し合わせて出奔した罪で、辻平は田代浜へ島奴・持道具欠所、「ゆき」は網地浜へ島奴、の判決を受けた(『仙台藩刑罰記』1239号)。
- ・明和5年(1768)2月3日、上遠野伊豆組の石川悦之丞は、東山大原村の八幡祭礼の見物に行った際、酒に酔ってゆえなく理不尽に同村久之丞等3人に切り付けて傷を負わせ、ついには百姓に刀・脇差しを奪われて捕縛され、さらに取り調べの役人に暴言を吐くなどしたとして、流罪(島所不明)を申し渡された(同上、1634号)。

もちろん流罪に処された仙台藩領民や武士はこの2例のみでなく、きわめて多くの流人があったことだろう。地元に埋もれている資料を発掘していく必要がある。

## II 一関藩の流罪

### 1) 流罪事例

流罪先である江島・田代浜・網地浜・長渡浜の事例を、それぞれ1件ずつのみ示す。

- ・文政10年(1827)10月、東山中奥玉村栄太郎二男の栄吉は、日手間取りをしていて、手間代に不足がないのに、自分の不働きを顧みず、私欲のため遺恨を抱いて、2軒から馬を盗んだうえ、放火して逃げ去ったとして、「江島流罪 持道具欠所」の判決を受けた(『増補刑罪録』36号)。
- ・宝暦11年(1761)10月、足輕岡右衛門の添え人の甚太夫は、鏡が下りていた人家へ白昼忍び入り、衣類や脇差しを盗んだ罪で、「田代浜へ流罪 持道具欠所」とされた(同上、94号)。
- ・延享元年(1744)12月、流富沢村の仲右衛門は、不孝かつ兄へ言い掛けたりを付けたとして、「網地浜へ流罪 家財欠所」の判決を受けた(同上、8号)
- ・宝暦2年(1752)8月、二関町の文内は、酒狂で人を殺したが、証拠が不分明として、「長渡浜へ流罪 家財欠所」とされた(同上、28号)。

一関藩領には島がないから、これらの流罪地は当然他藩領であり、その他藩とは仙台藩であることは明白である。そこで問題となるのは、一関藩が仙台藩の流罪地を利用する場合、両藩の間でいかなる交渉が行われたかである。一関藩が勝手に流人を島送りするわけではなく、そこには仙台藩の一定の了解があったに違いない。この交渉ないし手続がどうだったのか。この点がきわめて興味深いことながら、現在はその確認ができていない。

### 2) 流人数

『増補刑罪録』に記載される流人数を示すと、流罪記事のみられる享保16年(1731)5

月から安政3年(1856)3月までの126年間に103人で、内訳は、江島54人、田代浜27人、網地浜12人、長渡浜10人である。これに島奴11人(江島1人、田代浜6人、網地浜2人、長渡浜0、不明2)を加えると、全部で114人となる。

いささか予想外だったのは、遠流地である江島が半数を占めていることである。遠流が適用される犯罪者が多かったといえばそれまでであるが、小島である江島にこれだけの流人が送り込まれたという事実は重要ではないか。

仙台藩は飛び地領を除くと60万石で、一関藩はその内の3万石だから、仙台藩全体では一関藩の約20倍の流人が江島に送り込まれたと単純に考えるならば、1,080人が送り込まれることになる。紫桃氏の研究によると(104・5頁)、文久3年(1863)の江島には、在来の島民450人ほどに対して、流人が侍17人、凡下40人の計57人いたそである(13パーセントほど)。

もちろん流入のなかには、武士・僧侶等ならば寺子屋の師匠として、凡下ならば農漁業の労働力として、島民の役に立つ者もいたことだろう。しかし、罪を犯した者として流罪に処された者だから、むしろ島民に迷惑をかける連中もいたに違いない。東北諸藩のなかで流罪を利用しているのは仙台藩・一関藩のみで、他の藩は、たとえそれなりの島があつても流罪を採用しなかつたようだが、その理由は、こうした受け入れる側の島民の事情を考慮した結果かもしれない。

### 3) 流人の島への護送方法

仙台藩が流人を島へ送る方法に変遷があったことはすでに述べた。要するに、護送ルートの宿村がきわめて大きな負担を強いられたため、それを少しでも軽くしようとしたのである。

そこで問題となるのは、一関藩は流人をどのようにして島まで護送したのかということである。一旦仙台城下まで送って、仙台藩の流人護送ルートを利用したのか、それとも一関藩独自の護送ルートを有していたのか、この点の解明がまだできていない。

一旦仙台城下まで流人を送る手間を考えれば、一関城下から直接島へ送るのが効率的だろうと思うが、それではどのルートをたどったのか。気仙沼まで行き、そこから石巻に出で、あとは海上交通を利用するルートか、気仙沼から直接海上交通を利用するか、等が考えられようが、いかがであろうか。教えていただければありがたい。ちなみに、地元の方に質問すると、北上川を船で下ったのではないかという答えが圧倒的に多かった。

### 4) 流人の犯罪 [資料3]

『増補刑罪録』には、明和5年(1768)4月から安政元年(1854)9月までの86年間に25件の流人による犯罪が記録されている。このうち20件が破島=島抜け関係の記事である。これは一関藩の流人のみの数値であるから、仙台藩全体の流人島抜け事件はきわめて多かったであろうことが推測される。表示のなかには流罪に処されてから1年も経たずに破島している事例が7件あり、また破島が成功したと思われる事例も14件ある。仙台藩の流罪地は本土とかなり近い位置にあり、それゆえ破島の機会も多く、その成功率も高かったのであろう。

なお、わずか1件のみであるが、高利貸しの事例がみられる。具体的な内容は不明だが、

一関藩も仙台藩と同様に流人扶持を支給していたと思われるので、これを元手に、あるいは親族からの仕送りを利用して、金貸しをする者もあったようである。野垂れ死にすることを前提とする幕府の流罪とは、その様相がずいぶんと異なる。

### おわりに

江戸時代に東北地方にあった諸藩のうち、刑罰としての流罪＝島流しを利用したのは、仙台藩と一関藩のみのように思われる。犯罪者を絶海の孤島（ないし遠隔地）に送り込む刑罰は、古今東西にわたって広く採用されたが、その問題点もあった。その1つは、犯罪者を送り出す方は厄介者やうかいものを片付けられる一方、それを送り込まれる方は厄介者を抱え込まなければならぬことである。流罪地となった島々の住民が流人の生活維持や行動監視等に注意しなければならなかつたことは、住民にとって大きな負担となつたことだろう。

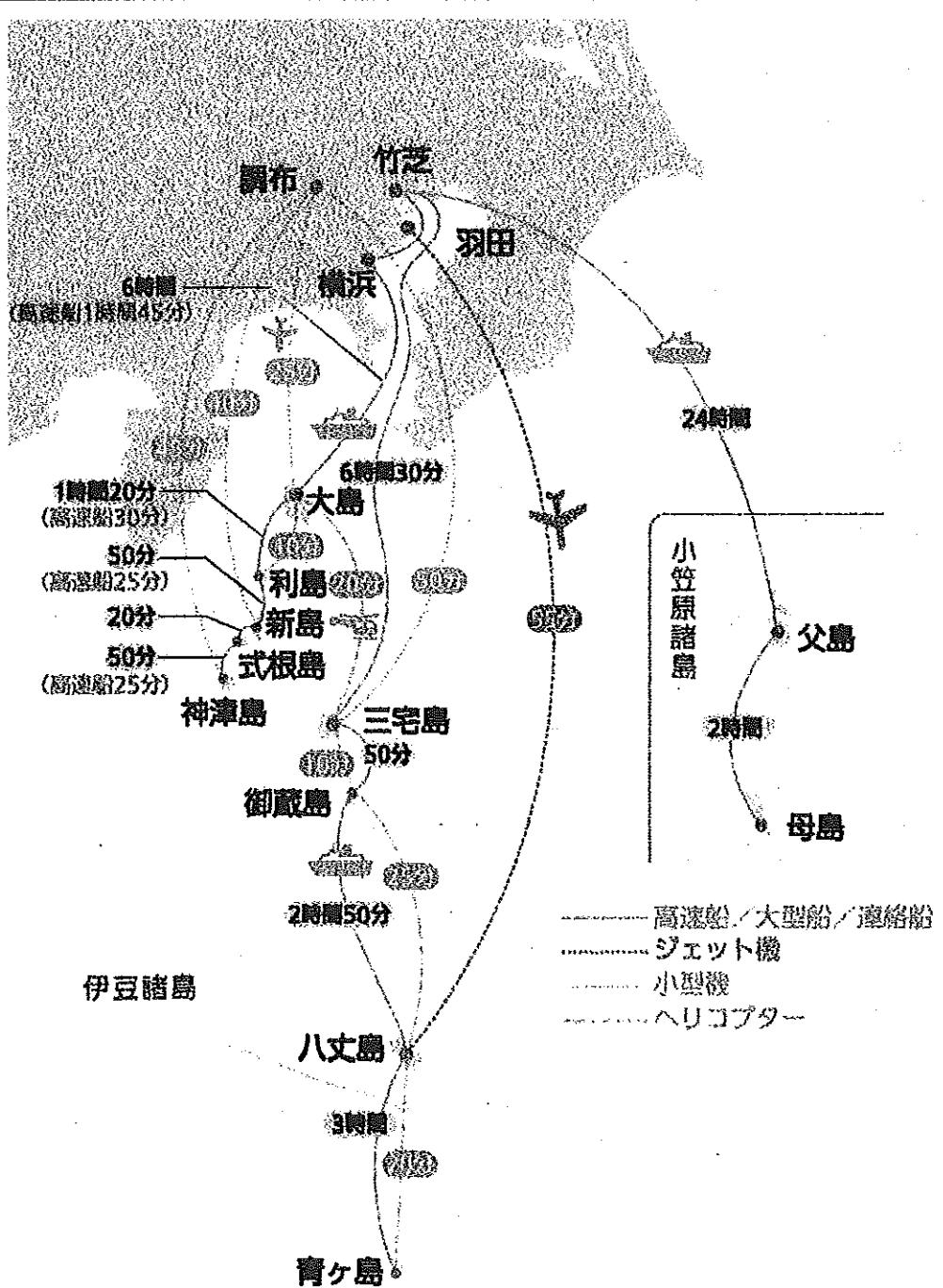
また、流人を島に護送したり、赦免を受けて島から戻される際には、そのルートに当たる宿村にも一定の負担がかかつた。こうした諸負担を要求する流罪は、たとえ流罪地として適当な島をもつてゐる藩であつても、その利用を躊躇せざるを得なかつたのである。

そうしたなかで、仙台藩は流罪を採用し、一関藩もそれを利用した。この仙台藩と一関藩の近世後期の流罪の特徴は、①流罪が遠流と近流の2種類あり、どの島に送られるかは原則として判決によって告げられた、②幕府の流罪地と比べると、流罪地の島々はさほど本土から隔たつてはいなかつた、③流人が一定程度の生活を維持し得るような施設と処遇を施していた、とまとめることができよう。

そして、このような特徴は、幕府の流罪が理念的には流人の野垂れ死にを厭わないほどに重い刑罰だったのに対し、仙台藩・一関藩のそれは、そもそも永牢や島奴よりも軽い刑罰と位置付けられていたことから生じたのではなかろうか。

流罪を利用した藩が全国にどの程度あったのかは勉強していないが、それらと比較することで、仙台藩・一関藩の流罪の特徴を確定できると思われる。この比較は今後の課題としたい。

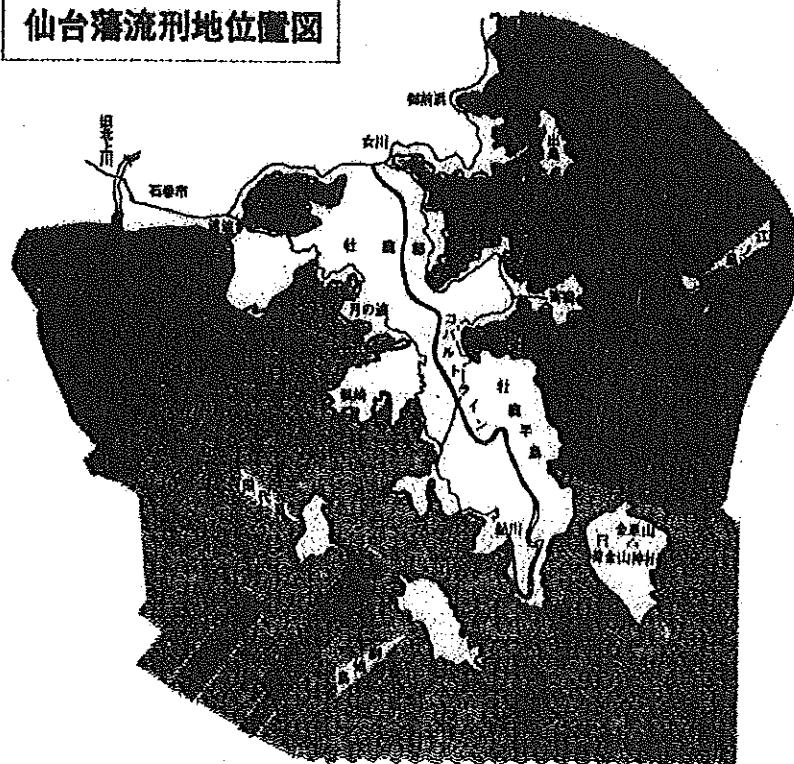
(資料1) 伊豆諸島略図



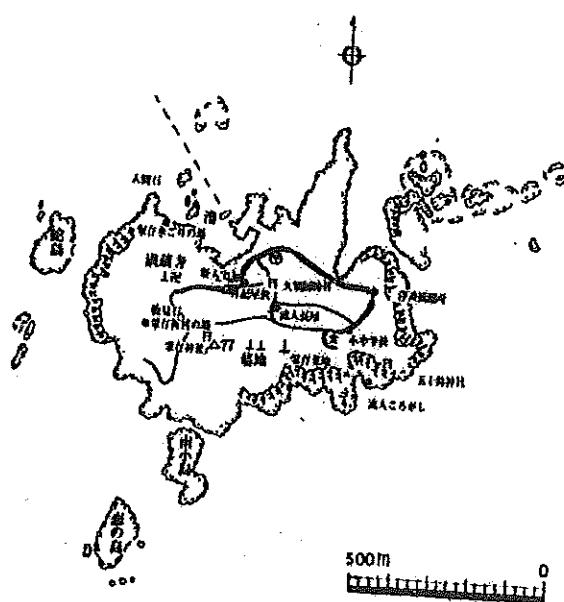
(資料2) 仙台藩・一國藩流罪地

(紫桃正隆『仙台櫻流形史』口絵)

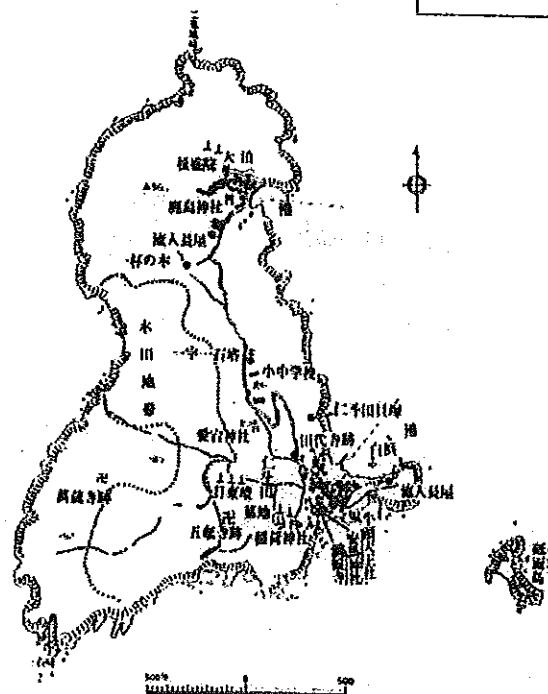
## 仙台藩流刑地位圖



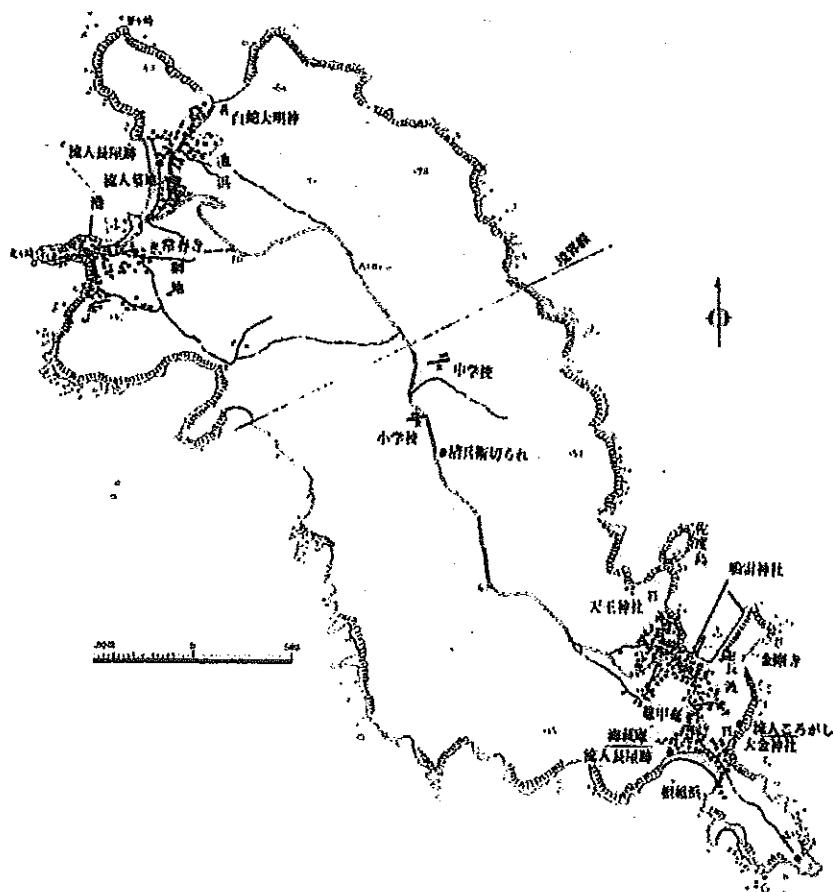
## 江ノ島遺跡説明圖



田代島遺跡説明図



## 網地島遺跡説明図



[資料3]

『地補刑罰集』正載の犯人犯罪事例

犯人名前	犯行年月	犯行地	犯行事由	犯人懲罰年月	犯人懲罰事由
1 三島 朝	寛政10年(1798) 4月	江戸	狂入者代金無不還	明和5年(1768) 4月	強盗で強制不還
2 本五郎 門	不明	江戸	不眞	明和7年(1770) 5月	狂入者不眞
3 横右衛門	天保元年(1831) 5月	江戸	持主を金て、財を盗んで繰り出す	天保元年(1831) 8月	強盗既遂 持主財文所
4 旗太郎	天保2年(1832) 9月	江戸	強盗へ金入りを	天保4年(1833) 1月	強盗既遂 持主財文所
5 へん	天保2年(1832) 12月	江戸	強盗へ金として窃取	天保4年(1833) 2月	強盗既遂 持主財文所
6 中木	天保3年(1833) 2月	江戸	強盗へ火薬	天保4年(1833) 6月	強盗既遂 持主財文所
7 長十郎	天保3年(1833) 2月	江戸	強盗へ火薬	天保4年(1833) 6月	強盗既遂 持主財文所
8 助左衛門	天保10年(1839) 1月	江戸	強盗へ火薬	天保4年(1833) 5月	強盗既遂 持主財文所
9 中太	天保10年(1839) 1月	江戸	自作内へ差文	天保5年(1840) 3月	強盗既遂 持主財文所
10 半之丞	文化6年(1809) 3月	江戸	土産取りを	文化7年(1810) 1月	同上
11 藤原	文化6年(1809) 12月	江戸	強盗不眞申し掛け、強劫	文化10年(1813) 2月	強盗で口銭、不眞
12 木曾 平	文化8年(1811) 4月	江戸	強盗へ強を	文化12年(1815) 2月	強盗の上、召喚
13 大島 平	文化10年(1813) 4月	江戸	強盗	文化13年(1816) 12月	強盗既遂 持主財文所
14 七五郎 門	文化11年(1814) 6月	江戸	強盗中、盗山で強を襲う	文化14年(1817) 10月	強盗
15 四五郎 門	不眞	江戸	不男	文政4年(1821) 12月	強盗で強に對し不眞
16 大内 久吉	文政6年(1823) 9月	江戸	強盗不眞申し掛け、強劫	文政7年(1824) 2月	強盗
17 佐右衛門	文政3年(1820) 4月	江戸	強盗不眞申し掛け、強劫	文政7年(1824) 2月	強盗
18 佐右衛門	文政11年(1829) 6月	江戸	強盗の名を偽言	文政12年(1830) 8月	強盗
19 一七郎	文政13年(1830) 2月	江戸	米手移盜、不眞きの所行	文政13年(1830) 8月	強盗
20 三郎	文政13年(1830) 5月	江戸	密通、出津	文政13年(1830) 11月	強盗
21 卯之助	天保9年(1838) 4月	江戸	狂入不正直罪	天保10年(1839) 5月	強制、立ち廻り
22 三郎	文政3年(1826) 8月	江戸	失火	天保10年(1839) 10月	強制、本所立廻
23 卯之助	天保10年(1839) 5月	江戸	強制	天保13年(1842) 9月	強制既遂 持主財文所
24 佐渡	天保10年(1839) 10月	江戸	強制	天保13年(1842) 7月	強制既遂 持主財文所
25 大介	安政元年(1854) 4月	江戸	有夫の女と通	安政元年(1854) 9月	強制既遂
	下屋敷行三事院當代	安政元年(1854) 9月	刑法を辱す	安政元年(1854) 9月	強制既遂

